

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊方町	九町地区 (奥・向・畑・須賀・久保・西)	令和3年3月19日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	32.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

鳥獣による果樹や園地の被害が多く、耕作放棄地の増加の原因となっている。
 九町集落では、高齢化や後継者不足により今後中心経営体が引き受ける意向の耕作面積よりも、後継者未定の農業者の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

九町集落の農地利用は、耕作条件の良い園地については、隣接する中心経営体へ集約する。入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸借に関する取組方針 集落の定期的な話し合いを行い、貸し手・借り手の情報を整理し効率的に集約を行う。</p>
<p>担い手確保への取組方針 町見雇用促進協議会で行っているアルバイト事業で集落を訪れるアルバイトから、新規就農者を確保する。関係各所と連携し、そのための受け入れ態勢の整備を行う。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 園地を守るため、狩猟免許を積極的に取得し鳥獣害対策を行う。特に捕獲に力を入れる。</p>

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 [R2年度]		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲 (集落)
1	認農 A	温州みかん 中晩柑	280 a	温州みかん 中晩柑	280 a	九町
2	認農 B	温州みかん 中晩柑	314 a	温州みかん 中晩柑	314 a	九町
3	認農 C	温州みかん 中晩柑	155 a	温州みかん 中晩柑	155 a	九町
4	認農 D	温州みかん 中晩柑	78 a	温州みかん 中晩柑	178 a	九町
5	認農 E	温州みかん 中晩柑	121 a	温州みかん 中晩柑	121 a	九町
6	認農 F	温州みかん 中晩柑	626 a	温州みかん 中晩柑	626 a	九町
7	認農 G	温州みかん 中晩柑	88 a	温州みかん 中晩柑	88 a	九町
			a		a	
	計 7人		1,662 a		1,762 a	